



ピラカンサ

高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) December

23日・天皇誕生日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月12日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月4日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 1月4日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支

払届 支払後5日以内

中小企業倒産防止共済制度 中小企業倒産防止共済制度は、中小企業の連鎖倒産を防止するため、取引先が倒産した場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度に、無利子・無担保・無保証人で共済契約者に貸し付ける制度です。本年10月1日から貸付限度額が8,000万円に、掛金総額が800万円に、掛金月額が20万円にそれぞれ引き上げられています。

ワンポイント

介護が必要になったとき

介護保険は、市区町村が運営する地域保険で、加齢に伴う病気等により本人または家族が要介護状態となったときに、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練等について、必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかる給付を行うことを目的として創設された制度です。

要介護状態になった原因が労働事故による場合は、労災保険から介護補償給付または介護給付が支給されます。

反対に、この要介護者を介護する雇用保険の一般被保険者には、介護休業給付金が支給されます。

今回は、介護される側と介護する側の給付等について、QA形式で解説します。

Q1 介護保険法上の被保険者

介護保険法上の被保険者について教えてください。

A 介護保険の被保険者は、第一号被保険者（市区町村の区域内に住所を有する六五歳以上の者）と第二号被保険者（四〇歳以上六五歳未満の医療保険加入者）から構成されています。

Q2 保険給付の種類

介護保険の種類と在宅サービスを受ける場合の支給限度額について教えてください。

A 保険給付として、介護給付（要介護認定を受けた者が受ける給付）と予防給付（要支援認定を受けた者が受ける給付）、この他市町村特別給付（市区町村が条例により行う独自の給付）があります。

要介護者または要支援者と認定された者は、一割負担でこれらの給付を受けられます（要支援者は介護老人福祉施設、介護老人保健施設等における施設サービスの利用は不可）。ただし、使えるサービスの種類、要介護区分による限度額（左表参照）があります。患者がこの限度額を超えてサービスを受けるときには、その超えた額は全額自己負担となります。

なお、介護を要する状態になった原因が交通事故などの場合は、介護保険からの給付は行われません。

例 1カ月あたりの居宅サービスの利用限度額

要支援1	49,700円程度
要支援2	104,000円程度
要介護1	165,800円程度
要介護2	194,800円程度
要介護3	267,500円程度
要介護4	306,000円程度
要介護5	358,300円程度

Q3 第二号被保険者の疾病

第二号被保険者は、どのようなときに介護サービスを受けられるのですか。

A 第二号被保険者は、加齢に伴う病気など（特定疾病といい、次の一六の疾病が定められている）を原因として、要支援または要介護状態と認定されたときに、第一号被保険者と同じ介護サービス等が受けられます。

①がん（がん末期）、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症（ウェルナー症候群）、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

Q4 介護保険料の徴収方法

介護保険における被保険者の保険料はどのような方法で徴収

されるのですか。

A 介護保険は、被保険者が負担する介護保険料と国、都道府県、市町村などの公費で賄われています。このうち被保険者にかかる保険料の徴収方法は、被保険者区分により異なります。

① 第一号被保険者の場合
年金月額が一万五千元以上の人については、年金支払いの都度天引きされ、一万五千元未満の人については納付書により市区町村に個別に納付します。

② 第二号被保険者の場合
加入している医療保険の算定方法に基づき計算されて、医療保険料と一括して徴収されます。

Q 5 四〇歳になったときの保険料の徴収月

五月一日に四〇歳の誕生日を迎える社員の介護保険料は、何月分から徴収されるのですか。

A 五月一日生まれの人が四〇歳に達するのは誕生日の前日

です。

したがって、介護保険の第二号被保険者の資格を取得するのは四月三十日となり（手続きは不要）、保険料は資格取得日の属する月（四月分）から徴収されます。

Q 6 介護（補償）給付

仕事中または通勤途中のケガや病気が原因で、介護が必要となったときには、労災保険から給付は行われるのですか。

A 障害（補償）年金または傷病（補償）年金受給者のうち一級のすべてと二級の精神神経・胸腹部臓器の障害を有している者が現に介護を受けている場合に（身体障害者療護施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム、労災特別介護施設等に入所している者を除く）、介護（補償）給付（現金給付）が支給されます。

支給額は、常時介護の場合と随時介護に区分され、さらに介護費用を支出した場合（介護サービスを利用した場合などの費用）と支出しない場

合（親族などがサービスを利用しないで介護をした場合）とに分けて各々限度額が決められています。

Q 7 介護休業給付金

要介護状態となった母を介護するために休業したときには、何か給付は行われるのですか。

A 介護休業開始前二年間に、賃金支払基礎日数が一日以上ある月が通算して一二月以上ある雇用保険の一般被保険者が、家族（配偶者（事実婚を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）及び被保険者が同居し、かつ、扶養している被保険者の祖父・兄弟姉妹・孫）を介護するために休業をした場合、雇用保険から介護休業給付金（平成二十四年七月末日までの上限額は月額一七万二、〇八〇円、下限額は二万七、九六〇円）が支給されます。

なお、要介護者一人を複数の方が交代で介護をするような場合も、各々が受給要件を

満たせば各々に給付が行われます。

介護休業給付金は、介護休業開始日から翌月の介護休業開始日に応答する日の前日までの一カ月間を支給単位期間として、次のすべてを満たしている被保険者に、九三日を限度として、休業開始時賃金日額に支給日数を掛けた額の四〇％相当額が支給されます。

① 支給単位期間の初日から末日まで継続して雇用保険の被保険者であること。

② 支給単位期間に、全日休業日が二〇日以上あること。

③ 支給単位期間に支給された賃金額が、休業開始時賃金月額額の八〇％未満であること。

ちなみに、介護休業給付金の支給対象となる介護休業は、ケガや病気または身体上もしくは精神上の障害により、二週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護するためにした休業（その原因については問われません）です。

取締役等にかかる雇用保険

代表取締役、有限会社を代表する取締役等は雇用保険の被保険者となることはできませんが、代表権を持たない取締役、理事等であって、同時に部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有し、報酬支払等の面からみて、労働者的性格の強い者であって、雇用関係があると認められる者（兼務役員）については、被保険者として取り扱われます。

具体的には、労働者的性格の有無は次の事項を参考として、総合的に判断されています。

- ① その者に支払われる役員報酬と賃金を比較して、賃金として支払われる額の方が多（51%以上）こと。
- ② 就業規則等が一般の労働者と同様に適用されていること。

兼務役員については、所轄ハローワークにその旨の届出（担当窓口においてある

「兼務役員雇用実態証明書」等に必要事項を記入して届け出る）をして、兼務役員であることを認めてもらう必要があります。その確認の資料として、登記簿謄本、就業規則、給与規程、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、人事組織図、定款、株主総会議事録及び取締役会議事録（役員報酬の支給額の資料となるもの）等の書類の提示を求められることがあります。

兼務役員であることが認められたときには、給与（賃金）として支給されている部分について、その範囲内で保険料が徴収され、離職したときには一般被保険者としての給付が受けられます。

なお、監査役については、商法上従業員との兼職禁止規定がありますので、被保険者となりませんが、名目的に監査役に就任しているに過ぎず、常態的に従業員として事業主との間に明確な雇用関係があると認められる場合は、被保険者として扱われます。

国民年金法の一部改正

低年金・無年金の発生を防止し、高齢者の所得の確保を支援する観点から、国民年金法の一部が改正されました。実施日は、下記①については平成23年8月10日（公布日）、②は平成24年10月1日までの間で政令で定める日、③は公布日から2年以内で政令で定める日です。

- ① 第3号被保険者期間に新たに重複する第2号被保険者期間が見つかり年金記録が訂正された場合、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間としていた取扱いが改められ、保険料納付済期間とされることとなりました。
- ② 国民年金保険料を滞納した場合、遡って納付できるのは2年間ですが、本人の希望で、10年前まで納付できるようになります（3年間の時限措置）。
- ③ 任意加入者（60歳以上65歳未満で加入期間を増やしたい者）も国民年金基金に加入できるようになります。

給料の前借り

① 労働者が、これから行う予定の労働に対して給料を払うように求めた場合（給料の前借り）、使用者は、これに応じる必要はありません。ただし、労働基準法第二五条に定められている「非常時払」については、次のいずれかに該当する場合は、支払日前でも既に働いた分の給料は払わなければなりません。

② 労働者が、これを払う予定の労働が、災害を受けた場合、病気、を維持する者が出産、病気を維持する者が収入によって生計を維持する者が結婚または死亡した場合

③ 労働者またはその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により一週間以上をわたり帰郷する場合、これに違反すると三〇万円以下の罰金が科せられます。